

商品概要説明書

J Aアグリマイティー資金

(令和7年4月1日現在)

商品名	J Aアグリマイティー資金
ご利用いただける方	ご利用いただける方 ○ 当 J A の組合員の方、もしくは J A が定めた農業者等の方。 ※農業者等には次の条件を満たす農業者等の方を含みます。 ①農業者が主たる構成員となっている法人格を有しない農業を営まれる任意団体であつて、次の要件をすべて満たされる方（以下「集落営農組織」といいます。）。 (a) 代表者、代表権の範囲、団体の目的、構成員の資格等を定めた規約を有すること。 (b) 一元的に経理を行っていること。 (c) 原則として5年以内に農地保有適格法人に組織変更する旨の目標を有していること。 (d) 農用地の利用の集積の目標を定めていること。 (e) 主たる従業者が目標農業所得額を定めていること。 【備考】 ・農業者等とは農業に関連する法人および団体、または農村地域振興に関係するなどの理由により J A が定めた法人および団体とする。 ・①については (a)～(e) の要件を満たす団体とするが、水田作および畑作に係る農業経営以外の場合には、法人に組織変更する旨の目標を有していることとし、農用地の利用の集積の目標を定めていることを要しないものとする。 ②集落営農組織が法人化するときはその構成員になろうとする方。 ○ 原則として静岡県農業信用基金協会の保証が受けられる方。 ○ 信用状況に不安のない方。 ※信用状況に不安のないとは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がなく、かつ静岡県農業信用基金協会の求償債務者でないことなどをいいます。 ○ その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	○ 農業生産に直結する設備資金・運転資金（以下、アグリエース資金という） ○ 農産物の加工・流通・販売に関する設備資金・運転資金（以下、アグリネット資金という） ○ 地域の活性化・振興を支援するための設備資金・運転資金（以下、アグリエリア資金という） ○ 再生可能エネルギー利用の取組みを支援するための発電・蓄電設備取得資金（以下、アグリパワー資金という） ○ 自然災害等による農業経営の一時的な悪化に対応するため、農業経営の維持や再開を目的とした緊急性を要する資金（以下、災害緊急資金という） ○ 国等の行政による交付金受領までのつなぎ資金（以下、「交付金等つなぎ資金」という） ※本資金は、負債整理および生活関連事業は対象とせず、当 J A でお借入の既往資金の借換えも行いません。

	※借換え資金は、以下の場合が対象となります。 ①借換え対象農機具および施設等の現物が残存している場合に限られます。 ②長期資金の借換えの場合の貸付限度額は、残債の範囲内に限られます。 ※アグリパワー資金については、以下の事業は対象となりません。 ①地域の農業生産の縮小を招く恐れのある事業 ②土地・建物等の資産を賃借して行う事業
借入金額	○事業費の100%の範囲内とし、貸付上限額は3億円とする ただし、アグリパワー資金及び災害緊急資金、交付金等つなぎ資金については以下の通りとなります。 (1) 再生可能エネルギー対応資金（アグリパワー資金）：200百万円 (2) 災害緊急資金： ① 激甚災害、ウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等 一般：10百万円 特認：年間経営費の12/12相当額または粗収益の12/12相当額のいずれか低い方（補足） ② 上記以外 一般：5百万円 特認：年間経営費の6/12相当額または粗収益の6/12相当額のいずれか低い方（補足） (3) 交付金等つなぎ資金： 支払われる交付金等相当額のうち、J A口座に入金される金額の範囲内 ※貸付金額は10万円以上（金額単位：1万円）とします。 （補足）災害緊急資金について、農業経営の規模等から一般の借入金額では不足すると考えられる場合のみ、特認の借入金額となります。
借入期間	【長期資金】 ○アグリエース資金及びアグリネット資金 設備資金20年以内（据置期間3年以内）、運転資金は15年以内（据置期間3年以内）とします。 ○アグリエリア資金 20年以内（据置期間3年以内）とします。 ○アグリパワー資金 原則10年以内（据置期間は設備稼働開始時期まで）とします。 ただし、電力会社への全量売電を目的とする場合は、電力買取保証期間内かつ20年以内（据置期間は設備稼働開始時期まで）とします。 ○災害緊急資金 最長5年以内（据置期間2年以内）とします。 【短期資金】 1年以内（手形貸付の書替を認めるものとする） ※交付金等つなぎ資金については、短期資金のみ。
借入利率	○ 当J A所定の利率とします。

	詳細については、当 J A の融資窓口にお問い合わせください。
借入方式	【長期資金】証書貸付とする。 【短期資金】手形貸付または特別当座貸越とする。
返済方法	【長期資金】証書借入における元金均等または元利均等返済。 【短期資金】手形借入または特別当座貸越における元金均等、元利均等および期日一括返済。
担保	○ 担保は必要に応じて設定させていただくことができます。
保証	○ 原則として静岡県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。ただし、交付金等つなぎ資金においては、静岡県農業信用基金協会の保証は不要です。 ○ 法人の方は、必要に応じて代表者を連帯保証人とします。 ○ 法人の方以外でも、連帯保証人を求める場合があります。 ○ 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、所定の要件を充足すると見込まれる場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない場合がございます。 ○ 連帯保証人を設定させて頂く場合には、連帯保証人とさせて頂く方が以下の「経営者等」に該当するかどうかを確認させていただきます。 【法人の場合】 ・ 経営者（法人の理事・取締役・執行役これらに準ずる方） ・ 大株主（総株主の議決権の過半数を保有している方など） 【法人以外の場合】 ・ 共同経営者（お借入される方と共同して事業を行う方） ・ お借入される方の事業に実際に従事している配偶者の方 ○ 「経営者等」に該当しない場合は、連帯保証人とさせて頂くにあたりまして、公証役場の公証人が作成する「保証意思宣明公正証書」が必要となります。なお、「保証意思宣明公正証書」につきましては、保証契約を締結する前の 1 ヶ月以内に作成されたものに限りします。
保証料	○ 一括前払い・分割払いのいずれかをご選択いただけます。 ① 一括前払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 ② 分割払い 約定返済日の元金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。
手数料	○ ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む）が必要です。 ○ ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は、〇〇円の条件変更手数料（消費税等含む）が必要です。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 JA リスク管理部(電話：055-957-8022)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付

	けております。 ○ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 JA リスク管理部または J Aバンク相談所にお申し出ください。 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター（J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J Aバンク相談所にお申し出ください。）
その他	○ お申込みに際しては、当 J A、および原則として静岡県農業信用基金協会において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。 ○ 書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。なお、電子契約の場合は印紙税が不要となりますが、5,500 円の電子契約サービス手数料（消費税等含む。）が必要です。 ○ 現在のお借入利率やご返済額の試算、保証意思宣明公正証書の必要有無の確認および取得方法等については、当 J Aの融資窓口までお問い合わせください。

J Aふじ伊豆